

第 4 5 8 回鯖江市議会定例会 陳情文書表

陳情第 2 号

(令和 8 年 8 月 2 6 日)

受付年月日	件 名	陳 情 者	付託委員会
令和 8 年 8 月 1 4 日	日本政府に非核三原則の 堅持を求める意見書の提 出を求める陳情	山本 沙織	総務

(要 旨)

非核三原則「持たず」「作らず」「持ち込ませず」は 1971 年 11 月衆議院で採択されて以降、6 回に渡り国是として堅持すると全会一致で決議されてきました。

しかし、高市首相は令和 8 年の国会において、非核三原則の堅持を問われても明言せず、安保三文書の改訂と合わせて、非核三原則をも見直す考えを示しています。これらの動きは、核兵器のない世界を訴え続けている被ばく者の願いを踏み躪り、核兵器廃絶と恒久平和を希求する我が国の立場に反するものです。

こうした政権の動きを受けて、地方議会からは高市政権発足後「非核三原則の堅持を求める意見書」が 129 件も提出されています。これは、核兵器のない世界と平和を次世代へと繋ぎ、残していこうという市民の切実な願いに地方自治体が応えた、真摯な姿勢と責任の表れであると考えます。

鯖江市も平成 3 年に「非核平和都市宣言」が決議されています。「日本国憲法の平和を求め戦争を放棄する崇高な理念に基づき、未来へ誇りうる郷土と豊かな暮らしを次の世代に引き継ぐことは、我々の責務であり、地方自治の基本的理念である。」と、宣言には記されています。世界で唯一の戦争被爆国である日本は、被ばく者の方々や市民が築いてきた平和の礎を現在および将来の市民へと繋げていく責務があります。

以上の趣旨に基づき、地方自治法第 99 条の規定により日本政府に対し意見書を提出下さるよう陳情いたします。

(陳情事項)

- ・非核三原則「持たず」「作らず」「持ち込ませず」を国是として堅持することを求める意見書を日本政府に提出すること。